

## 内之牧林道災害復旧工事入札説明書（総合評価落札方式）

大隅森林管理署の令和8年度内之牧林道災害復旧工事に係る入札公告（森林土木工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年4月1日

2. 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官

大隅森林管理署長 西山 靖之

3. 工事概要

(1) 工事名 内之牧林道災害復旧工事

(2) 工事場所 鹿児島県肝属郡錦江町田代麓地内（水源かん養保安林）（別冊位置図のとおり）

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで

（工期は、「4週8休」を標準として設定）

令和8年6月11日（工事着手期限）までに工事を開始すること。

(5) 使用する主要な資機材 井桁ブロック擁壁 286.6 m<sup>2</sup> 砂利路盤工 549.1 m<sup>2</sup>

(6) 工事支障木の有無 無

(7) 本工事は、総合評価落札方式（簡易型）における提出資料の簡素化（技術提案書の施工計画の省略）や技術審査・評価の効率化を図り、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する工事である。

(8) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式である。

(9) 本工事は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(10) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(11) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(12) 本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた工事を行うことができる。

省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工対象の工種は、「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領等について」（令和7年11月18日付け7林整計第279号林野庁計画課長通知）の「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種」に定めるものとする。

なお、省人化建設機械（チルトローテータ）に係る費用については設計変更の対象とし、詳細に

については特記仕様書によるものとする。

- (13) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休2日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。

- (14) 本工事は、令和8年3月1日以降の労務単価を適用した工事である。

詳しくは九州森林管理局ホームページ

[https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan\\_kouhyou.html#290327](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan_kouhyou.html#290327)

を参照すること。

- (15) 本工事の設計積算に係る標準歩掛及び資材単価等の適用は以下のとおりである。

（令和7年4月適用）標準歩掛、機械損料

（令和7年10月適用）各種資材、鋼製2次製品

※下記のHPで公表している見積り単価は優先して採用

[https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan\\_kouhyou.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan_kouhyou.html)

（令和7年10月適用）燃料

（見積単価適用（試行））コンクリート、石材

- (16) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

- (17) 本工事は、ICT技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事（受注者希望型）である。

ICT活用工事を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。

本工事におけるICT活用工事は、〇〇土工（工事内容に応じた治山、海岸、林道を選択）において、ICT建設機械※を用いた施工を行い、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品することをいう。ただし、施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してよい。

なお、ICTの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

※ICT建設機械とは、3次元MC又は3次元MG建設機械のこと。

- (18) 受付窓口等

①競争参加資格申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

・受付窓口：大隅森林管理署 総務グループ

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

電話：0994-42-5217

メールアドレス：E-mail：ky\_oosumi@maff.go.jp

・受付時間：9時から17時までとする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第

91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

②電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。

**(19) 本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年3月30日に「令和8年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」(令和8年3月30日付け7林整計第589号林野庁森林整備部計画課長通知)が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。**

**変更後の請負代金額等 = P新 × k**

**この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。**

**P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額(単価は入札書の受付開始の日のもの)**

**k：当初契約の落札率**

#### 4. 競争参加資格

(1) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 九州森林管理局における土木一式工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

(3) 「会社更生法」に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成23年度以降公告日の前日までに元請として、次に示す森林土木工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事に係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち、実績の最も高いもので評価するものとする。

・ 森林土木工事：①治山関係事業(溪間工事、山腹工事、地すべり工事、海岸防災林造成の工事)の工事  
②林道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事又は保安林管理道

の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事  
③林道規定に定める自動車道2級以上に相当する作業道の新設工事  
のうち、いずれかの工事

(5)「建設業法」(昭和24年法律第100号)に基づく「主任技術者又は監理技術者」(以下「主任(監理)技術者」という。)の配置については、次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

①技術士(建設部門又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士又は林業技士(森林土木部門に限る。)以上の資格を有する者であること。

②1人の者が森林土木工事において、次の職務の経験を有する者(交代等により全工期(余裕期間は除く)のうち半分未満の経験を有する者は該当しない。)であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。)。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち、1社の主任(監理)技術者が森林土木工事の経験及び(5)の①の基準を満たしていれば差支えない。ただし、この場合の評価においては、配置を予定する主任(監理)技術者となる者で行うものとする。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- ・主任(監理)技術者
- ・主任(監理)技術者の下で行った工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理のうち、いずれか2以上の職務の経験のある者
- ・現場代理人

・森林土木工事：①治山関係事業(溪間工事、山腹工事、地すべり工事、海岸防災林造成の工事)の工事  
②林道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事又は保安林管理道新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事  
③林道規程に定める自動車道2級以上に相当する作業道の新設工事のうち、いずれかの工事

③当該工事を受注した場合において、主任(監理)技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3か月以上あること。

④当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ただし、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者等を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

ア 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、監理技術者の行うべき職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、次のa又はbに該当する者

a 一級の第一次検定のうち、当該建設工事の種類に応じた検定種目に合格した者（土木一式工事の場合は、一級建設機械施工管理技士補又は一級土木施工管理技士補）

b 法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者

イ 国土交通大臣がアに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

⑤当該工事を受注した場合において、主任（監理）技術者を専任で配置する必要がある請負金額に該当する場合には、主任（監理）技術者を専任で配置できること。

なお、主任（監理）技術者の専任に係る取り扱いについては、工作物に一体性若しくは連続性のある工事又は施工にあたり相互に調整を必要とする工事で、かつ、工事の施工管理区域間隔が10km程度又は移動時間60分程度の接近した場所において、同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用できるものとする。

この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合、原則3件程度とする（監理技術者には適用しない。）。

(6) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び総合評価資料（以下、「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した森林土木工事のうち、過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成した工事で工事成績評定を受けた工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

#### ①資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社等又は会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ②人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在する

こと。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(14) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事を施工するために締結した全ての下請契約について、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることはできない。（ただし、適用除外者は除く。）

## 5. 設計業務等の受託者等

(1) 上記4.(8)の「上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・ 大隅森林管理署

(2) 上記4.(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記4.(1)及び(3)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

また、当該確認を受けた者が競争に参加するには、開札の時ににおいて上記4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に定める期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者

は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

①電子入札システムによる場合：

ア 提出期間：

令和8年4月2日から令和8年4月15日までの休日を除く毎日、9時から17時までとする。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1及び別記様式2、3、4、5、6、7）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合必要書類の一式を電子メールにより送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を電子入札システムにより、申請書等として送信すること。

（ア） 電子メールで提出する旨の表示

（イ） 書類の目録

（ウ） 書類のページ数

（エ） 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの場合の送付先は、次のとおりとする。

大隅森林管理署 総務グループ

電話：0994-42-5217

メールアドレス：E-mail：ky\_oosumi@maff.go.jp

ウ ファイル形式：

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式により作成すること。

- ・ Microsoft Word（Word2010形式以上）
- ・ Microsoft Excel（Excel2010形式以上）
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式
- 圧縮ファイル ZIP形式

②紙入札方式による場合：

ア 受付期間：令和8年4月2日から令和8年4月15日までの休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

イ 受付場所：〒893-0047 鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

大隅森林管理署 総務グループ

③競争参加資格の確認に必要な書類の様式

競争参加資格の確認に必要な書類の様式については、本説明書に示すほか、九州森林管理局ホームページに掲載している「森林土工事の入札参加資格確認申請に必要な書類」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/youshiki.html>）からダウンロードすることができる。

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

以下、①の森林土木工事の施工実績、②の配置予定の技術者の森林土木工事の経験及び、③の発注森林管理署等管内での森林土木工事実績については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限って記載すること。

なお、「森林土木工事の施工実績」（別記様式 2）、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式 3）及び「発注森林管理署等管内の森林土木工事実績」（別記様式 4）に記載する工事で森林管理局長等が発注した工事については、当該工事に係る評定点合計を証明する工事成績評定通知書又は工事成績確認書（様式 2）の写しを添付すること。

①森林土木工事の施工実績（別記様式 2 関係）

上記 4. (4) に掲げる資格があることを判断できる森林土木工事の施工実績を別記様式 2 に 1 件記載すること。

②配置予定の技術者の資格等（別記様式 3 関係）

ア 上記 4. (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、継続教育（CPD）の取組実績、森林土木工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 3 に 1 件記載すること。

なお、配置予定技術者の施工経験は、全工期従事したものに限り加算点を付与する。

イ 他の工事の従事状況においては、国、県、市町村及び民間全てにおいて、専任又は非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、専任により配置すべき工事に該当する場合であって、配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、現場施工に着手する時点（工程表等の施工計画書類を提出する時点とする。）において、次の事項を満たしていること。

(ア) 他の工事の完成検査が終了していること。

(イ) その他の事由により当該工事に専任できること。

ウ 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格及び実績等の評価が最も低い者で評価するものとする。

エ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差支えないが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取下げ又は入札辞退を行うこと。

なお、申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

オ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにも関わらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ 実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合には、発注者との協議により、主任（監理）技術者を変更（下記 16. に後述する。）できるものとする。

③発注森林管理署等管内の森林土木工事実績（別記様式 4 関係）

ア 平成 23 年度以降公告日の前日までに完成・引渡された工事のうち、発注森林管理署等管内の市町村の区域において元請として施工した森林土木工事の実績（発注機関及び工種は問わな

い。)がある場合には、別記様式4に1件記載すること(当該実績がない場合には、「該当なし」と記載すること。)

なお、発注森林管理署等管内に所在する市町村は次に掲げるとおりである。

鹿児島県：鹿屋市、志布志市、曾於市、垂水市、大崎町、肝付町、錦江町、東串良町、南大隅町

イ 発注森林管理署等管内の森林土木工事実績に記載する工事で森林管理局長等が発注した工事にあつては、当該工事に係る評定点合計を証明する工事成績評定通知書又は工事成績確認書の写しを添付すること。ただし、評定点合計が65点未満のもの又は当該書類の添付のないものは、実績無しとみなして評価をしないので留意すること。

ウ 記載する工事は、「森林土木工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事と重複した記載でも差し支えない。

#### ④契約書の写し

ア ①の森林土木工事の施工実績、②の配置予定技術者の森林土木工事の経験及び③の発注森林管理署等管内の森林土木工事実績においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その内容が①、②及び③の内容を確認できる場合は、工事カルテの写し(一般データ及び技術者データをもって施工の証明とする。)を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。

イ CORINSに登録のない工事又はCORINSで工事の内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)については、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容(森林土木工事等の工事実績及び主任(監理)技術者の森林土木工事従事実績)が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付のないものについては、入札に参加できないので留意すること。

ウ ③の発注森林管理署等管内の森林土木工事実績において必要書類の添付のないものについては、実績無しとみなして評価をしないので留意すること。

#### ⑤企業の信頼性・地域への貢献等の状況(別記様式5関係)

各項目について、該当の有無を明示し、以下により必要事項を記載の上、証明書等の資料を添付する。

ア 工事成績については、森林管理局長等が発注した森林土木工事のうち、過去3年間(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に完成した工事で工事成績評定を受けた全ての工事について工事名、評定点、平均評定点を記載し、記載した工事の工事成績確認通知書の写しを資料として添付すること。なお、当該資料の添付の省略について、下記(10)に後述する。

イ 表彰実績については、概ね過去10年間(平成28年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)において実施した森林土木工事に係るコンクール(治山・林道コンクール)における農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長、県知事からの優良工事の表彰がある場合、受賞実績1件を記載し、賞状の写しを資料として添付する。

ウ 不誠実な行為については、申請書受付期限の日から遡って2年間において、

a 九州森林管理局長から指名停止の処分を受けた事実

b 九州森林管理局署等発注工事において、低入札による入札無効の事実又は低入札により落

札・契約した工事で工事成績評定点が 65 点未満の事実

- c 請負者の責により契約解除した工事の事実
- d その他不誠実な行為の事実

に該当する企業は、その事実を記載すること。

エ 災害復旧工事の施工実績については、九州森林管理局管内で概ね過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）において、国有林の災害復旧工事（「直轄治山災害関連緊急事業」、「直轄治山施設災害復旧事業」、「林道施設等災害復旧事業」、「災害対策等緊急事業推進費」）及び特定の事業（「朝倉地区民有林直轄治山事業」、「芦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」）の施工実績について記載すること。

オ 若手技術者等の確保・育成への取組状況については、若手技術者の雇用・資格取得の支援、インターンシップの受け入れ、合同説明会等への企業参加等、若手技術者等の確保・育成への取組の実績のある企業は、該当項目をチェックした（別記様式 5 別添）を添付し、新規雇用の雇用通知書、企業説明会等参加企業一覧表等、証明できる資料の写しを添付すること。

カ 災害協定に基づく活動実績については、概ね過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）において、国、地方公共団体等と災害協定を締結し活動した実績がある企業は当該協定書及び活動した証明書等の写しを添付すること。なお、九州森林管理局との災害協定に基づく活動実績である場合は、各森林管理署長等からの防災ボランティア派遣要請書及び、国有林防災ボランティア報告書の写しを添付する。

キ 国土緑化活動に対する取組については、九州森林管理局管内における分収育林及び分収造林についてこれまでに契約実績がある企業（申請した企業の代表者個人名義の契約も可。）は、当該契約書の写しを添付すること。また、概ね過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日）における国、地方団体等からの国土緑化活動（募金活動は除く。）に対する表彰又は感謝状の実績も対象とするので、当該実績がある企業はその賞状等の写しを資料として添付すること。

ク 国有林林道等の維持修繕業務の実績については、概ね過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）において、九州森林管理局管内の国有林の林道又は林業専用道の維持修繕業務の受注実績がある企業は、当該契約書の写しを資料として添付すること。

ケ ボランティア活動の実績については、概ね過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）においてボランティア活動実績がある企業は、別添 2 に活動内容を記入し当該機関の証明を得て提出すること。また、同期間において災害復旧活動又は、ボランティア活動に対する国、地方公共団体等からの表彰・感謝状授与の実績も対象とするので、当該実績がある企業は、その賞状等の写しを資料として添付すること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組については、次に掲げる事項について別記様式 6-1 又は 6-2 に記載し、該当がある場合は、該当することを証明する書類の写しを添付すること。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等）の有無（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の届出（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の企業の場合に限る。）をいう。）

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナく

るみん認定)の有無(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく認定をいう。)

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)の有無(青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定をいう。)

#### ⑦賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に別記様式7の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出する。

なお、共同事業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

#### ⑧賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別記様式8の1又は別記様式8の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙2)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙3)の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙2)の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記資料を決算月(別記様式7に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して3ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙2の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙3)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内

・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該資料をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙4のとおりである。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合のみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することが出来る。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※この場合の賃上げ実施の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

この場合における減点の場合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとし、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

⑨ 資格確認通知書の写し

競争参加資格及び格付等級の確認のため、令和7年度及び令和8年度に係る一般競争の「資格確認通知書」の写しを提出すること。

(4) 申請書等の作成説明会

原則として実施しない。

(5) 申請書等に対する審査等

総合評価に係る申請書等に対する評価（総合評価における加算点の付与）は、九州森林管理局において行い、大隅森林管理署の競争契約参加資格審査会において審議、決定する。

(6) 申請書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）は競争参加資格を認めない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和8年4月22日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 資料のヒアリング

原則として実施しない。

(9) 施工体制確認のためのヒアリング

①施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上に繋がるかを審査するためのヒアリングを予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると思われる場合は、ヒアリングを実施しない。

②入札参加者のうち、開札後にその申込みに係る価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

提出を求める追加資料は、下記⑤のとおりとし、入札日を含めて 3 日以内を限度として通知する期限日までに上記 3. (18)の①に示す場所に原則持参により提出するものとする。また、提出後の追加資料の修正及び再提出は認めない。

③施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、配置予定技術者のうちの 1 名とする。

配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、別記様式 3 のヒアリング対象者区分欄へ対象者となる配置予定技術者（1 名）を区分して明記すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とし、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止等を行う。

④ヒアリングの日時及び場所

ア 日時：ヒアリングを実施する場合は、九州森林管理局より通知する。

イ 場所：〒860-0081

熊本県熊本市西区京町本丁 2-7 九州森林管理局経理課

⑤追加資料

ア 当該価格で入札した理由（追加資料様式 1）

イ 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（追加資料様式 2-1）

ウ 積算内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（追加資料様式 2-2）

エ 一般管理費等の内訳書（追加資料様式 2-3）

オ VE 提案等によるコスト縮減額調書（追加資料様式 3）

カ 下請予定業者等一覧表（追加資料様式 4）

キ 配置予定技術者名簿（追加資料様式 5）

ク 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（追加資料様式 6-1）

ケ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（追加資料様式 6-2）

コ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（追加資料様式 7）

サ 手持ち資料の状況（追加資料様式 8-1）

シ 資料購入予定先一覧（追加資料様式 8-2）

ス 手持ち機械の状況（追加資料様式 9-1）

セ 機械リース元一覧（追加資料様式 9-2）

- ソ 労務者の確保計画（追加資料様式 10-1）
- タ 工種別労務者配置計画（追加資料様式 10-2）
- チ 建設副産物の搬出地（追加資料様式 11）
- ツ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（追加資料様式 12）
- テ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（追加資料様式 13-1）
- ト 品質確保体制（品質管理計画書）（追加資料様式 13-2）
- ナ 品質確保体制（出来型管理計画書）（追加資料様式 13-3）
- ニ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（追加資料様式 14-1）
- ヌ 安全衛生管理体制（点検計画）（追加資料様式 14-2）
- ネ 安全衛生管理体制（仮設置計画）（追加資料様式 14-3）
- ノ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（追加資料様式 14-4）
- ハ 信用状況の確認（過去 5 年間）（追加資料様式 15）
- ヒ 施行体制台帳（追加資料様式 16）
- フ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（追加資料様式 17）

追加資料の作成要領、審査方法等の概要についての詳細は、九州森林管理局ホームページ  
<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/index.html>  
 を参照すること。

(10) 省略を認める書類（別記様式 5 関係）

森林管理局長等発注の森林土木工事に係る工事成績評定通知書（写）の添付については、過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に完成した工事で、本公告による競争参加資格申請が今年度の 2 回目以降の申請であり既に前回までの申請書に添付している場合には、様式に工事名、工事成績評定点等を記載した上で「〇〇森林管理（局、（支）署）令和〇〇年〇〇月〇〇日入札の〇〇工事において提出済み」と記載すれば再度の添付を要しない。

なお、今年度最初の申請において資料が添付されていない場合又は 2 回目以降の申請において資料の添付を省略した場合であっても様式に工事名、評定点等が記載されていない場合には、工事成績評定の実績がないものとして評価する。

(11) その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ③提出された申請書等は返却しない。
- ④提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者又は申請書等が適正と認められなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由又は申請書等を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

- ①提出期限等：令和 8 年 5 月 7 日までの休日を除く毎日、9 時から 17 時まで（12 時から 13 時ま

を除く。)とする。

②提出先：上記3. (18)の①に同じ。

③提出方法：原則として電子メールによる(提出期限必着)。この場合、上記3 (18) ①に示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められた場合は、令和8年5月8日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。

## 8. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

### (1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は次の方法により落札者を決定する方式とする。

①入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

②上記6. (1)の総合評価資料により示された実績等に基づき最大30点の加算点を付与する。

③提出された総合評価資料及び追加資料の内容に応じ、施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)の評価を行い、最大30点の施工体制評価点を与える。

④付与された標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。

### (2) 評価項目及び評価指標

各評価項目及び評価指標の内容は、次のとおりである。

#### ①企業の施工実績に関する事項

森林土木工事の施工実績及び工事成績、森林土木工事に係る優良工事表彰により評価する。

#### ②配置予定技術者の能力に関する事項

保有資格、継続教育(CPD)の取組実績及び森林土木工事の施工経験により評価する。

#### ③地域精通度に関する事項

地域内での拠点の有無及び発注森林管理署等管内での工事实績により評価する。

#### ④企業の信頼性に関する事項

不誠実な行為の有無により評価する。

#### ⑤企業の地域への貢献に関する事項

災害復旧工事等の施工実績、若手技術者等の確保・育成への取組状況、災害協定等に基づく活動、国土緑化活動、国有林の林道等の維持修繕業務の実績、ボランティア活動、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げを表明した企業等により評価する。

#### ⑥施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)に関する事項

施工体制構築の方法とそれが施工内容の実現確実性の向上につながるかにより評価する。

### (3) 入札の評価に関する基準

①加算点付与の考え方は次のとおりとする。

評価項目			評価基準	加算点
施 工	企 業	概ね過去15年間(平成23年4	2,500万円以上の国の機関発注工事の実績がある。	5
		月1日から本工事に係る入札	500万円以上から2,500万円未満の国の機関発注	3

能力等	の施工実績	公告日の前日まで)における森林土木工事の施工実績	工事の実績がある。あるいは2,500万円以上の地方公共団体等の発注工事の実績がある。		
			500万円以上から2,500万円未満の地方公共団体等の発注工事の実績がある。	1	
			500万円未満の工事实績がある	0	
		局署等発注の森林土木工事における工事成績評定点合計の過去3年間(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に完成した工事の平均点	80点以上	4	
			75点以上から80点未満	3	
			65点以上から75点未満	1	
			工事成績の実績がない。	0	
		概ね過去10年間(平成28年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)における森林土木工事に係る優良工事の表彰の有無	治山、林道工事コンクールにおいて、農林水産大臣又は林野庁長官の表彰を受けたことがある。	2	
			治山、林道工事コンクールにおいて、九州森林管理局長又は県知事の表彰を受けたことがある。	1	
			表彰を受けたことがない。	0	
		配置予定	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士、一定年数の林業技士(森林土木(一定年数とは、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者))	1
				2級土木施工管理技士又は林業技士(森林土木)	0
		技術者の能力	概ね過去3年間(令和5年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)の森林分野継続教育(CPD)の取組実績の有無	継続教育(CPD)の取組実績が累計で20CPD以上ある。	1
継続教育(CPD)の取組実績が累計で20CPD未満又は取組実績がない。	0				
能力	過去15年間(平成23年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)における主任(監理)技術者の森林土木工事の施工経験	2,500万円以上の国の機関発注工事の実績がある。	4		
		500万円以上から2,500万円未満の国の機関発注工事の実績がある。あるいは2,500万円以上の地方公共団体等の発注工事の実績がある。	3		
		500万円以上から2,500万円未満の地方公共団体等の発注工事の実績がある。	1		
		500万円未満又は森林土木工事以外の工事实績がある。	0		
信頼性・社会	地域精通	発注森林管理署等管内における、本店又は支店若しくは営業所の所在の有無	発注森林管理署等管内に本店又は支店、営業所がある。	1	
			発注森林管理署等管内に本店又は支店、営業所がない。	0	
	社会	概ね過去15年間(平成23年4月1日から本工事に係る入札	施工実績がある。	1	

性	公告日の前日まで)における 発注森林管理署等管内での森 林土木工事の施工実績の有無	施工実績がない。	0
	企 業 の 信 頼 性	過去2年間(申請書受付期限 の日から遡って2年間)にお ける不誠実な行為の有無	不誠実な行為がない。
		不誠実な行為がある。	-2
地 域 へ の 貢 献	概ね過去2年間(令和6年4 月1日から本工事に係る入札 公告日の前日まで)における 災害復旧工事等の施工実績の 有無	九州森林管理局管内において、国有林の災害復旧 工事等の施工実績がある。	1
		九州森林管理局管内において、国有林の災害復旧 工事等の施工実績がない。	0
献	概ね過去3年間(令和5年4 月1日から本工事に係る入札 公告日の前日まで)における 企業による若手技術者等の確 保・育成への取り組み状況	インターンシップの受け入れや合同説明会等への 参加、各種資格取得への支援等若手技術者や技能 者の確保・育成に取り組んでいる。	1
		若手技術者等の確保・育成に関する取り組みをし ていない。	0
	概ね過去2年間(令和6年4 月1日から本工事に係る入札 公告日の前日まで)における 災害協定等に基づく活動実績 の有無	九州森林管理局との国有林防災ボランティア協定 に基づく活動実績がある。	2
上記以外の活動実績がある。		1	
活動実績がない。		0	
国土緑化活動に対する取組	九州森林管理局管内における分収育林、分収造林 契約実績者又は、過去2年間に国有林及び民有林 の緑化活動による表彰や感謝状を受けた実績があ る。	0.5	
	表彰や感謝状の実績がない。	0	
概ね過去3年間(令和5年4 月1日から本工事に係る入札 公告日の前日まで)における 国有林の林道等の維持修繕業 務の実績の有無	九州森林管理局管内において、過去3カ年以内に 国有林の林道等の維持修繕業務の受注実績があ る。	1	
	九州森林管理局管内において、過去3カ年以内に 国有林の林道等の維持修繕業務の受注実績があ ない。	0	
過去2年間(令和6年4月1 日から本工事に係る入札公告 日の前日まで)におけるボラ ンティア活動の実績の有無	九州森林管理局管内において国有林野事業にかか るボランティア活動の実績がある。	1.5	
	上記以外のボランティア活動の実績がある。	1	
	ボランティア活動の実績がない。	0	

	概ね過去 1 年間（令和 7 年 4 月 1 日から本工事に係る入公告日の前日まで）における週休 2 日制の取組実績	森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書の通知を受けた実績がある。	1
		取組実績証明書の通知を受けた実績がない。	0
	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）※3 ※1 女性活躍推進法第 9 条又は第 12 条に基づく認定（第 9 条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の届出（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準に基づく認定。同省令による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置に基づく認定。 ※3 若者雇用促進法第 15 条に基づく認定を受けている企業。	1
		認定を受けていない。	0
企業に関する事項	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
		上記の内容に該当しない	0
		賃上げの実績が賃上げの基準に達していない場	- 3

		合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間に該当する。	
合計加算点の最大値			30

(注) 災害復旧工事等について

ア 災害復旧工事とは、国有林内において「直轄治山災害関連緊急事業」、「直轄治山施設災害復旧事業」、「林道施設等災害復旧事業」、「災害対策等緊急事業推進費」とする。

イ 等とは、特定の事業（朝倉地区民有林直轄治山事業、芦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業）とする。

② 施工体制評価点付与の考え方は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

(4) 落札者の決定方法

① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して得られる評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

- ②①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。ただし、電子入札等で当該者が入札に立会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ③落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った場合は、下記17.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

## 9. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由とする。）により提出すること。

①受領期間： 令和8年4月2日9時から令和8年4月28日17時まで。

持参する場合は、上記期間内の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

②提出場所： 上記3. (18)①に同じ。

③提出方法： 原則として電子メール（受領期限必着）。この場合、送信後に上記3 (18) ①に提出した旨を電話により通知すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、書面（電子メール）により行う。また、次のとおり九州森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

①期間： 令和8年5月1日から令和8年5月8日まで

九州森林管理局ホームページ：

[https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku\\_qanda/koukoku\\_q-a.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html)

## 10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の締切りは、令和8年5月11日9時00分。

(2) 紙入札方式により持参する場合の締切りは、令和8年5月11日9時00分とし、大隅森林管理署 入札室において入札。

(3) 開札は、令和8年5月11日9時05分に、大隅森林管理署 入札室において行う。

(4) 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

## 11. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得たときは、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 免除

(2) 契約保証金： 納付（保管金の取扱店 日本銀行鹿屋代理店）。ただし、金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 大隅森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、金融機関等の保証に係る保証書、公共工事履行保証証券に係る証券又は履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

また、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額については、工事請負契約約款第 4 条第 3 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 6 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 55 条の 2（A）（B）中「10 分の 1」を「10 分の 3」に読替えるものとする。

## 13. 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を明記すること。（別添 4 例【参考】）

### ①電子入札方式の場合

ア 提出方法：工事費内訳書を上記 6. (1)①ウに示すファイル形式により作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

イ 電子メールについて：工事費内訳書が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送信するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を作成のし、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

（ア）電子メールで提出する旨の表示

（イ）書類の目録

（ウ）書類のページ数

（エ）送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は上記3.（18）①に同じ。

ウ ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記6（1）①ウと同じ形式により作成し、入札書添付欄に添付すること。

#### ②紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

（2）施工体制確認型総合評価落札方式では、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。

（3）提出された工事費内訳書は返却しない。

（4）入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、分任支出負担行為担当官（補助者を含む）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

（5）提出された工事費内訳書を必要に応じ、公正取引委員会に提出することがある。

#### 14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「林野庁電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月）に定める立会官を立会わせて行う。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて開札を行う。

#### 15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書等に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札説明書・入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はそれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 16. 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制（監理技術者を配置する場合で、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置くときを除く）違反の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。

なお、実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任（監理）技術者を変更できるものとする。変更については、次の内容を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由による場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、主任（監理）技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び施工経験を有するものとし、契約関係図書に示す事項を満たすこと。

#### 17. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式により評価した結果、調査基準価格以下での応札者の評価値が最も高く、契約相手方としての候補者となった場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。
- (2) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた契約相手方が九州森林管理局管内で令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に4の(5)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

#### 18. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定したときは、遅滞なく契約担当官等が定める期日（7日を目安として定める。）までに契約を締結するものとする。

#### 19. 支払条件及び違約金

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払及び部分払 中間前金払 選択 部分払 選択

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10

分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読替えるものとする。

- (3) 甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条の2(A)(B)中「10分の1」を「10分の3」に読替えるものとする。

## 20. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3.(18)の①に同じ。

## 21. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、上記6.(1)の資料に記載した配置予定の主任(監理)技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (3) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。
- (4) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」(平成17年2月)を参考とすること。
- (5) 電子入札システムの操作及び障害発生時等の問合わせ先は次のとおりである。
- ・ 農林水産省電子入札ヘルプデスク  
受付時間：9時から16時まで(12時から13時までを除く。)  
電話：048-254-6031  
e-mail:help@maff-ebic.go.jp
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムにより書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合には、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から通知する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム機器(パソコン)の前で待機すること。
- なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (8) 治山・林道工事における標準仕様書・共通特記仕様書及び施工管理基準については、「森林整備保全事業工事標準仕様書」(九州森林管理局ホームページ公表[https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku\\_tyousasiyousyo.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiyousyo.html))を参照すること。
- (9) 梅雨期等の豪雨被害の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保の観点から、受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (10) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(別紙1)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(表紙1)  
(用紙A4版)

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官  
森林管理局(署)長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 〇〇〇〇〇〇工事競争参加資格確認資料

業者コード T00000  
建設業許可番号 〇〇許可一第00000号  
所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

連絡先 氏名：  
電話：

標記について、令和 年 月 日付けで公告のありました 〇〇〇〇〇〇工事 の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書及び資格確認資料の合計容量が10MBを超える場合には、原則としては電子メール(電子メール送信容量は1通につき7MB以内とする。)により提出すること(提出期限必着)。

注2) 所在地は、競争参加資格を満たす本店又は支店若しくは営業所の所在地を記入すること。

(別記様式 1)

(用紙 A4 版)

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

森林管理局(署)長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付けで公告のありました ○○○○○○工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、「予算決算及び会計令」(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 入札説明書 6. (3) ①に定める森林土木工事の施工実績を記載した書面
2. 入札説明書 6. (3) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
3. 入札説明書 6. (3) ③に定める発注森林管理署等管内の森林土木工事实績を記載した書面
4. 入札説明書 6. (3) ④に定める契約書の写し(契約書の提出の写しを求める場合のみ)
5. 入札説明書 6. (3) ⑤に定める感謝状、協定書、活動証明書及び分収育林等の契約書、各種証明書等の写し(該当がある場合のみ)
6. 入札説明書 6. (3) ⑥に定めるワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
7. 入札説明書 6. (3) ⑦に定める「従業員への賃金引上げ計画の表明書」
8. 入札説明書 6. (3) ⑨に定める資格確認通知書の写し
9. 入札説明書 4. (13)に定める各届出の義務を確認出来る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)規定する通知書)

注) 紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出すること。

(別記様式 2)

(用紙 A4 版)

## 森 林 土 木 工 事 の 施 工 実 績

(工事名： ○○○○○○工事 )

会社名：

工事 名称 等	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名：市町村名)
	契約金額	
	工 期	平成（令和）○○年○○月○○日～平成（令和）○○年○○月○○日
	受注形態等	単体/JV（出資比率）
工事 概要	工 種	
	工 法	
	規 模	
	保安林管理道又は 作業道の規格	自動車道○級
備 考	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号） 無

注 1 公告において明示した資格が確認できる内容を必ず記載すること。

注 2 森林土木工事を保安林管理道若しくは作業道の新設工事、改良工事又は修繕工事とする場合は、当該工事において対象となる保安林管理道又は作業道の林道規程上の規格を記入し、当該規格が確認できる設計図面等を添付すること。

注 3 CORINS 登録を「有」とした場合は、CORINS 登録番号を記載すること。ただし、公告において明示した資格が CORINS で確認できない場合は契約書等の写しを添付すること。

注 4 CORINS 登録を「無」とした場合は、当該工事の契約書等の写しを添付すること。

注 5 記載する工事が森林管理局長等が発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書又は工事成績確認書の評定点合計を証明する書類を添付すること。（評定点合計が 65 点未満のものは実績として認めない。）

(別記様式 3)

(用紙 A4 版)

### 主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名：

従事役職	主任技術者又は監理技術者		
氏名		ヒアリング対象者区分	有・無
生年月日			
最終学歴	学校名	学科名	〇〇年卒業
法令に関する資格・免許	〇級土木施工管理技士 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇） 監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇）		
継続教育（CPD）	森林分野継続教育（CPD）の取得ポイント 〇点		
工事 経験 の 概 要	工事名称		
	発注機関		
	施工場所	（都道府県名：市町村名）	
	契約金額		
	工期	平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日～平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日	
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者等	
	受注形態	単体/JV（出資比率）	
	工事内容	森林土木工事の施工経験が確認できる内容を記載すること。	
	保安林管理道又は作業道	自動車道〇級	
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号） 無	
申請時 におけ る工事 の従事 状況	工事名称		
	発注機関名		
	工期		
	従事役職		
	本工事と重複する場合の対応措置	例）工期前の〇〇月〇〇日までに完了予定であり、本工事に従事可能である。	
CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号） 無		

注 1 公告において明示した資格が確認できる内容を必ず記載すること。

注 2 継続教育（CPD）会員であって過去 3 年間に森林分野継続教育（CPD）のポイントを取得した者は、そのポイント数を記載し、実施記録証明書を添付すること。

注 3 工事経験のある工事を保安林管理道若しくは作業道の新設工事、改良工事又は修繕工事とする場合は、当該工事において対象となる保安林管理道又は作業道の林道規程上の規格を記入し、当該規格が確認できる設計図面等を添付すること。

注 4 CORINS 登録を「有」とした場合は、CORINS 登録番号を記載すること。ただし、公告において明示した資格が CORINS で確認できない場合は契約書及び施工計画書等当該工事に従事したことが確認できる書類の写しを添付すること。

注 5 CORINS 登録を「無」とした場合は、当該工事の契約書及び施工計画書等当該工事に従事したことが確認

できる書類の写しを添付すること。

注 6 従事した工事 1 件を記載すること。また、複数人の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。

注 7 監理技術者にあつては、監理技術者資格証の写し（表裏とも）を添付すること。

注 8 主任技術者の場合は資格・免許等の確認できる書類の写しを添付すること。

注 9 主任（監理）技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を明確に判断する資料として、健康保険被保険者証等（被保険者記号・番号等にマスキングを施されたものに限る。）の雇用関係が明確に判断できる書類の写しを添付すること。

注 10 工事成績評定については、「森林土木工事の施工実績」（別記様式 2）に同じ。

注 11 申請時における工事の従事状況については、技術者の従事工事が無い場合は、工事名称の欄に「従事工事なし」と記載すること。

注 12 主任（管理）技術者を複数人候補予定者とした場合は、入札説明書 6.（9）③により 1 名を施工体制確認のためのヒアリングの対象者としてヒアリング対象者区分欄で明示すること。

(別記様式 4)

(用紙 A4 版)

## 発注森林管理署等管内の森林土木工事実績 (発注機関及び工種は問わない)

会社名：

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名：市町村名)
	契約金額	
	工 期	平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日～平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/JV（出資比率）
工 事 概 要	工 種	
	工 法	
	規 模	
CORINS 登録の有無		有（CORINS 登録番号） 無

注 1 「森林土木工事の施工実績」（別記様式 2）に記載する施工実績と重複しても差支えない。

注 2 CORINS 登録「有」に○をした場合は、CORINS 登録番号を記載すること。

注 3 CORINS 登録「無」に○をした場合は、当該工事の契約書の写しを添付すること。

注 4 工事成績評定については、「森林土木工事の施工実績」（別記様式 2）に同じ。

注 5 工事実績のない場合は、工事名称の欄に「該当なし」と記載すること。



維持修繕業務の実績	前日まで)における、九州森林管理局管内の国有林の林道又は林業専用道の維持修繕業務の受注実績の有無	
9 週休2日の取組実績	概ね過去1年間における森林土木工事における週休2日の取組実績証明書の通知を受けた実績がある。	有・無
10 ボランティア活動の実績	概ね過去2年間(令和6年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)における、九州森林管理局管内の国有林野事業又は国、地方公共団体に係るボランティア活動実績の有無。	有・無

注1 工事成績については、過去3年間(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に完成した工事で工事成績評定を受けた森林管理局長等発注の森林土木工事全てについて、工事名、評定点等を記載し、合計の工事件数、平均評定点を記載した上で、記載した工事の工事成績確認通知書の写しを添付すること。ただし、本公告に基づく競争参加申請が今年度の2回目以降の申請であり、既に前回までの申請書に添付している場合には、工事名、評定点等を記載した上で、「〇〇森林管理(局、署、支署)、令和〇年〇月〇日入札の〇〇工事において提出済み」と記載すれば再度の添付は要しない。なお、今年度最初の申請において資料の添付がない場合又は2回目以降の申請であっても工事名、評定点等の記載が省略されている場合は、工事成績評定を受けた工事がなかったものとして評価する。

注2 表彰等の実績については、表彰状・感謝状等の写しを添付すること。

注3 不誠実な行為の種類(内容等)については、①九州森林管理局から指名停止の処分を受けた措置要件の有無、②九州森林管理局署等発注工事において、低入札による入札無効の事実又は低入札により落札・契約した工事で工事成績が65点未満の事実、③請負者の責により契約解除した工事の事実、④その他不誠実な行為の事実等を記入すること。

注4 災害復旧工事等の施工実績については、九州森林管理局管内で概ね過去2年間(令和3年4月1日から本工事に係る入札公告日の前日まで)において、国有林の災害復旧工事等(「直轄治山災害関連緊急事業」、「直轄治山施設災害復旧事業」、「林道施設等災害復旧事業」、「災害対策等緊急事業推進費」及び特定の事業(「朝倉地区民有林直轄治山事業」、「芦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業」))の施工実績について記載すること。

注5 若手技術者等の確保・育成への取組状況については、若手技術者の雇用実績、若手技術者の資格取得への支援、インターンシップの受入れ、採用者のための現場見学会及び合同説明会、その他の取組みについて、いずれかに実績がある場合は、(別記様式5 別添)「若手技術者等の確保・育成への取組実績」の、該当事項をチェックし、必要な資料等の写しを添付すること。

注6 災害協定に基づく活動実績については、九州森林管理局との協定に基づく場合は、当該森林管理署長からの要請書写し及び、報告書の写しを添付すること。また、国、地方公共団体等との協定に基づく場合は、当該協定書及び活動した証明書の写しを添付すること。

注7 分収育林又は分収造林の契約実績については、九州森林管理局長との契約書の写しを添付すること。また、国土緑化活動における実績については、国、地方公共団体等からの表彰状・感謝状等の写しを添付すること。

注8 国有林林道等の維持修繕業務の実績については、国有林の林道又は林業専用道の維持修繕業務の契約書の写しを添付すること。

注 9 週休 2 日制の取組については、当該森林管理署長が証明した通知書（別添 3）を添付すること。

注 10 ボランティア活動の実績については、国有林野事業に係る場合は当該森林管理署長等、また、  
国、地方公共団体等に係る場合は、当該機関の長が証明した書面を添付すること。なお、ボランティア活動実績の書面は、別添 2 を参考に提出すること。

注 11 各項目の記載内容が多く、本様式が複数枚に及んでも差し支えない。また、各項目の内容について別途明細を添付しても差し支えないが、明細を添付する場合には該当項目欄にその旨を明記すること。

(別記様式 5 別添)

(用紙 A4 版)

## 若手技術者等の確保・育成への取組状況について (企業の信頼性・地域への貢献等の状況)

会社名：

概ね過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）における以下取組実績について、該当するいずれかの項目をチェックし証明書等の写しを添付すること。

若手技術者の雇用実績

概ね過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から本工事に係る入札公告日の前日まで）以内に雇用した 30 歳以下の者で雇用が継続している者を対象とし、雇用通知書の写し又は社会保険等契約申込書の写し、健康保険被保険者証（被保険者記号・番号等にマスキングを施されたものに限る。）の写し等雇用状況が確認できる資料を添付する。

若手技術者の資格取得への支援

30 歳以下の職員の資格等の取得を目的として、国等の補助制度を利用せず、企業が直接支援したものを対象とし、研修の受講、資格試験・登録等の費用を支援したことが確認できる企業名の記載された申込書、領収証等の書類の写しを添付する。

なお、当該項目に該当するとして申請した場合は、要した費用の一部又は全部について国等の補助制度を利用しなかったと誓約したものとみなす。

インターンシップの受入

インターンシップを受入れた実績の確認できる書類（処遇確認書、誓約書など、受入者と取り交わした書類等）の写しを添付する。

採用者のための現場見学会及び合同説明会等の企業活動

説明会等の主催者への企業参加の申込書、主催者が作成する企業一覧表等活動実績の確認できる資料の写しを添付する。

その他の取組み

上記以外の取組として、教育関係者との意見交換会、学校への出前講座の開催及び類似の懇談会その他、若手技術者等の確保・育成への取組と認められる活動実績がある場合は、その活動が確認できる資料を添付する。なお、企業又は事業者団体内部の意見交換会、懇親会等への出席、ハローワークが行う採用等説明会への出席は、対象とならない。

(別記様式 6 - 1)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ 1 段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 2 段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 3 段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「プラチナえるぼし認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

○ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

(別記様式 6 - 2)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況  
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務  
取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○2段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○3段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナえるぼし認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、  
常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん(特例)認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

○若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し)を添付すること。

(別記様式7)

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

### 【大企業用】

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを【以下選択※】・表明いたします。

・従業員と合意したことを表明いたします。

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

### 【中小企業等用】

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを【以下選択※】・表明いたします。

・従業員と合意したことを表明いたします。

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

### 【以下は、大企業、中小企業等共通】

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(別記様式 7 裏面)

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者をいう。

ただし、同条第 6 項に該当する者は除く。

- 2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（本表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して 3 ヶ月以内に契約担当官等に提出してください。

また、暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出してください。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能です。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから 1 年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後 3 ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から 3 ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

なお、上記書類により賃上げ実績が確認出来ない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができます。

- 3 事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合のみ、賃上げ実施月から 1 年間の賃上げ実績を評価することができます。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該歴年内に賃上げが行われていること。

②企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等となります。

- 4 上記 2 若しくは 3 の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記 2 若しくは 3 の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措

置の対象としないものとします。

- 5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。

ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

## 従業員への賃金引上げ実績整理表

## 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

## 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
<p>【算出方法】 「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」÷ 「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する</p>	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
<p>【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷ 「人員」で算出した金額を前年と比較する</p>	

(注) 使用した書類の左欄の口に「✓」を付してください。

年 月 日  
株式会社〇〇〇〇  
(住所を記載)  
代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

・前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙2)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙3)の写しを添付してください。

## 従業員への賃金引上げ実績整理表

## 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

## 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
<p>【算出方法】 「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する</p>	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
<p>【算出方法】 「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する</p>	

(注) 使用した書類の左欄の口に「✓」を付してください。

年 月 日  
 株式会社〇〇〇〇  
 (住所を記載)  
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

・前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙2)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙3)の写しを添付してください。

# 法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。  
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はとじこまないでください

法人名		屋号( )	事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	整理番号	税務署 処理欄	
法人番号		電話( ) -	本社ホームページの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本社ホームページアドレス		
1 事業内容	( )業	(1) 国内支店・店舗数			(2) 国内国内子会社の数		
		(1) 海外支店・店舗数			(2) 海外子会社の数		
		3 海外取引状況			(2) 輸出入外取引		
4 期末従業員等の状況	計	(1) 常勤役員			8 経理の状況	(1) 区分氏名 代表者との関係	
		(2) 期末従業員				(2) 試算表の作成状況	
		(3) 退職者				(3) 源泉徴収対象所得	
10 主要科目	売上(収入)高	(1) 売上(収入)高			9 役員又は役員報酬額の異動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		(2) 売上(収入)原価					
		(3) 売上(収入)総利益					

「10主要科目」「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注4	※各科目の単位：千円	報酬	貸付金	仮払金
注1	※各科目の単位：千円	支払利息	借入金	仮受金

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合  
注2 運送業においては燃料費、金庫費、保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。  
注3 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。  
注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

12 事業 形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主 な 設 備 等 の 状 況				
	(2) 事業内容の特異性						
(3) 売上区分		現金売上	%	掛売上	%		
14 決 済 日 等 の 状 況	売 上	締切日	決 済 日				
	仕 入	締切日	決 済 日				
	外 注 費	締切日	決 済 日				
	給 料	締切日	支 給 日				
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳 簿 書 類 の 名 称				16 税 理 士 の 関 与 状 況		
18 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	帳 簿 書 類 の 名 称				17 加 入 組 合 等 の 状 況		
18 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	月別	売上(収入)金額	仕 入 金 額	外 注 費	人 件 費	源泉徴収 税 額	従事 員 数
		千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	18 月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	計						
	前 期 の 実 績						
19 当 期 の 営 業	成 績 の 概 要						

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

F E 0 1 0 4

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

番号 署番号

提出者情報表: 住所、氏名、個人番号、事業種目、提出媒体、整理番号、作成担当者、税理士番号

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)
表頭: 区分、人、員、支、払、金、額、源、泉、徴、収、税、額
① 給与等の総額
② 源泉徴収票を提出するもの

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)
表頭: 区分、人、員、支、払、金、額、源、泉、徴、収、税、額
① 退職手当等の総額
② 源泉徴収票を提出するもの

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)
表頭: 区分、人、員、支、払、金、額、源、泉、徴、収、税、額
① 所得税法第24条に規定する報酬又は料金の総額
② 賞金
③ 契約金
④ 賞金
⑤ 計
⑥ ①のうち、支払調書を提出するもの

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)
表頭: 区分、人、員、支、払、金、額
① 使用料等の総額
② ①のうち、支払調書を提出するもの

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
表頭: 区分、人、員、支、払、金、額
① あっせん手数料の総額
② ①のうち、支払調書を提出するもの

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)
表頭: 区分、人、員、支、払、金、額
① 譲受けの対価の総額
② ①のうち、支払調書を提出するもの

提出年月日、身元確認、税務署整理欄 (A-H)

提出用
平成28年1月1日以後提出用
平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

F E 0 1 0 4

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日提出 税務署 受付印		事業種目	整理番号	署番号
住所又は所在地 (フリガナ)	電話( )	調査の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 終旋
氏名又は名称 個人番号 又は 法人番号(注) (フリガナ)	作成担当者		本店等一括提出	翌年以降付
代表者氏名	作成税理士 氏名		有 <input type="radio"/> 否 <input type="radio"/>	税理士番号
	電話( )			



※個人番号又は法人番号は複写されません

控  
平成28年1月1日以後提出用  
提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14、FD15、MO16、CD17、DVD18、書面30、その他99)

区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
① 専任、給与等 の総額												
②のうち、所得 の基礎となる 課税部分の 課税額												
③ 源泉徴収 票を提出する もの												
災害減免法 により徴収 猶予したもの												

区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
① 手当等 の総額												
②のうち、源泉 徴収票を提出 するもの												

区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
所得税法第174条に規定する報酬又は料金等												
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)												
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)												
診療報酬(3号該当)												
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)												
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)												
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)												
契約金(7号該当)												
賞金(8号該当)												
④ 計												
⑤のうち、支払調書を提出するもの												
⑥のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金												
災害減免法により徴収猶予したもの												

区分	人	員	支	払	金	額
① 使用料等の総額						
②のうち、支払調書を提出するもの						

区分	人	員	支	払	金	額
① あっせん手数料の総額						
②のうち、支払調書を提出するもの						

区分	人	員	支	払	金	額
① 譲受の対価の総額						
②のうち、支払調書を提出するもの						

## 【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

### 記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
  - (1) 「㊸俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。
  - (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
  - (3) 「㊸のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。
  - (4) 「㊸源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。
  - (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
  - (1) 「㊸退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
  - (2) 「㊸㊸のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
  - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
  - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
  - (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
  - (4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊸計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。
  - (5) 「㊸のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
  - (6) 「㊸のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。
  - (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 租税特別措置法第 33 条（取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
  - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

(別紙4)

## 1 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別記様式9)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

## 2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

### 【具体的な場合の例】

- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ基本給や所定内賃金などにより評価する
  - ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
  - ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ ワーク・ライフ・バランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者等、給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このよう

な場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

○ 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する。

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから一年間の賃上げ実績を評価する。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別記様式 9-1)

## 賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例 1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例 2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・ 〇〇〇
- ・ 〇〇〇

(別記様式 9-2)

## 賃金引上げ計画の達成について

当社は、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社の事業年度）（又は〇年）において、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実行したものと考えております。この点について、計算の基礎となる添付資料及び計算過程を添付書類の通り提出します。

令和〇年〇月〇日

(住所)

(法人名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・ 〇〇〇
- ・ 〇〇〇

---

上記添付書類により本書類に記載する賃上げ率等が算出されることについて、その計算の基礎となる帳簿その他の資料との不一致や計算誤りがない旨を確認しました。

令和〇年〇月〇日

(住所)

(公認会計士等の氏名)

※ 上記は記載例であり、ここに記載されている例に限定されるものではありません。



(様式2)

番 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役〇〇〇〇 殿

〇〇森林管理局(署)長

## 工事成績確認書

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

### 記

- 1 工事名： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工期： 平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日～平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 請負者名： 〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）
- 4 請負金額(最終)： □□□, □□□, □□□. 円

(別添2)

令和 年 月 日

〇〇森林管理局(署)長 殿

〇〇 株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

## ボランティア活動実績確認書

下記のとおり、ボランティア活動を実施したので提出します。

### 記

1. 活動事業名

2. 活動場所

3. 活動時期 年 月 日～ 年 月 日

4. 活動内容等

- (1) 活動内容
- (2) 参加人数
- (3) 活動時間
- (4) 使用機材
- (5) その他

上記のとおり、ボランティア活動を実施したことを証明する。

令和 年 月 日

〇〇 〇〇

(別添3)

番 号  
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇森林管理局(署)長

森林土木工事における週休2日の取組実績証明書(通知)

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、4週6休以上の現場閉所を達成したことを確認したので通知します。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇工事
- 2 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
- 3 週休2日の取組結果(現場閉所状況)  
4週〇休(〇%)以上4週〇休(〇%)未満<sup>【注】</sup>を達成(括弧内は現場閉所率)

【注】下線部には、次の現場閉所状況のうち該当するものを記載する。

- ・ 4週8休(28.5%)以上
- ・ 4週7休(25.0%)以上4週8休(28.5%)未満
- ・ 4週6休(21.4%)以上4週7休(25.0%)未満

(別表)

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると 同視出来る場合を 含む。)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項 が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項 に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

〇〇殿

住所

商号又は名称

代表者 氏名

## 工 事 費 内 訳 書

工事名:〇〇〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削エ		式	1		
掘削		m3	10,000		
直接工事費		式	1		
うち材料費		式			
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費(率計上)		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注)本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注)発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。